

災害救助法の適用に伴う特別措置について

～令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害等により被害を受けられた
ご契約者さま～

今回、令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨にかかる災害等（災害のおそれを含む。）により災害救助法が適用された金沢市（石川県）および霧島市（鹿児島県）の被災者の皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

当社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者さまに対して、以下のとおり特別措置を実施することを決定しましたので、お知らせします。

一日も早い復旧を心よりお祈りいたします。

1.保険料払込猶予期間の延長

- お申し出により、保険料の払込みを猶予する期間を最長6か月間延長いたします。

2.保険金の簡易迅速なお支払い

- お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお支払いをいたします。

適用対象の自治体名および詳細の状況につきましては、以下ウェブサイトをご覧ください。

「災害救助法の適用状況：防災情報のページ - 内閣府」
https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上

【ご相談窓口】

ご相談窓口：株式会社富山常備健康クラブ

ご連絡先：0120-108-014

受付時間：9:00～18:00（※土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）